

茨城縣報

號

昭和二十三年十二月二十三日

(木 曜 日)

告 示

○茨城縣告示第五百二十七號

昭和二十三年九月二十五日告示茨城縣條例第四十號茨城縣立學校授業料入學費及び入學考査料徵收條例中改正條例中改正條例の施行期日は昭和二十四年一月一日とする。

昭和二十三年十二月二十三日
茨城縣知事 友 末 洋 治

彙 報

○尋ね人捜査方

各縣民生部長から左記行方不明幼児捜査依頼があつたから判明の折は折返し回答願いたい。

昭和二十三年十二月二十三日

記

茨城縣 縣 民 生 部 長
宮城縣 縣 民 生 部 長 取 扱

一、保護者住所、氏名

宮城縣栗原郡宮澤村豐岡字櫻ノ目高谷池二〇四

五十嵐政雄

一、本人

五十嵐政信

一、特 徴

丸卵型顔、色白く全般的に素直な感じ
九月二十二日午前十一時頃母の背よりおろされ

縁先から庭に降りて猫と戯れてゐたが、母親牛食の準備中約二十分位の間に所在不明となる

一、参考事項

1 早速部落民消防團員等出役し附近一帯搜索したが二十六日に至るも発見するに至らず

2 人工養育院にして一ヶ年八ヶ月を経過して

るが足はあまり丈夫でなく、三、四十米位しか歩み得ず

3 何人かに誘拐或ひは拉致されたのではないかとの判断多し

4 警察へは届出済

記

鳥取縣 縣 民 生 部 長 取 扱

一、尋人の本籍地

鳥取縣西伯郡幡郷村大字屋谷

一、尋人の元住所

滿洲國寧安省五河林農合作社(實父の勤務地)

一、尋人の氏名、年齢、性別

奥田康彦 六歳 男子

一、依頼者の住所、氏名

鳥取縣西伯郡幡郷村大字岩屋谷 父奥田章

一、其の他

行方不明となつた経緯

右父奥田章母君枝長男(本人)康彦の三名が父の勤務地であつた滿洲國寧安省五河林農合作社で生活してゐたが今次大戰に父は現北部隊に應召した。従つて母子の二人生活となつてゐたが終戦と

同時に住所五河林方面も状況が悪化したので昭和二十年十月二日奉天に移動同市平和區加茂小學校の難民收容所に避難したが母は同所に於て罹病し奉天春日病院に於て死亡(死亡診斷書を送付して來てゐる)した爲康彦は孤兒となつた。

其の後康彦の消息については母君枝生前の知人である福井縣人より便りがあり孤兒康彦は熊本縣人(住所氏名一切不明)に救はれ生活してゐたものの如く判明してゐるが、其の後の状況は不明である。父章は應召中終戦と同時に「ソ連地區」に抑留され今回復員した。

○行旅死病人周知方

別記各縣から行旅死病人周知方依頼があつたから心當りの向はそれぞれ取扱各縣市町村長に對し直接照會されたい。

昭和二十三年十二月二十三日

茨城縣 縣 民 生 部 長

記

一、發見場所、日時

昭和二十三年八月二十八日午前十時三十分富厚大釜屋海岸北方百米地点

二、性別

男 年齢五十五、六歳位

三、人相、特徴

身長五尺二寸位、肉体中位、面長頭刈、乗刈、

茨城縣報 號

外

昭和二十三年十二月二十三日

本誌日

(第三種郵便物認可)

前顔面腐爛

四、着衣携行品
國防色國民服上下、クレープ白シャツ、手編毛糸腹巻皮製錢入(在中品) 百圓券四枚名刺二枚
海軍ナイフ一丁
右は同日檢視能實地區警察署の引渡を受け埋葬す
記 滋賀縣大津市長取扱

一、本籍、住所、氏名
不詳

二、性別、年齢
男 二十六、七歳(推定)

三、人相、特徴
丈五尺三、四寸位、中肉、顔は大体角顔、色淺黒く、眼口は普通鼻は高き方、骨格頑健一見職工風、下齒右に金齒あり

四、着衣及び所持品
軍隊用國防色夏衣(中古)の上下、白カッターシャツ、越中褌、國防色鼻緒、ゴム裏草履、所持品現金八拾錢

五、死亡年月日、場所
昭和二十三年九月二十七日午後七時三十分頃大津市松本淺井山町東海道線上市列車路切西方七米の地点に於て飛込自殺により轢死

六、その他
檢視後同日大津市三井寺山内市共同墓地に假埋葬す。

記 滋賀縣栗太郡瀬田町長取扱

一、本籍、住所、氏名、職業
不詳

二、性別、年齢
不詳

明治三十五年三月十七日
(第三種郵便物認可)

男、推定五十歳位
三、人相、特徴
丈五尺三寸位、面長、瘦型、色黒、頭髮丸刈、眉毛濃し、出齒、一見職人風

四、着衣及び所持品
木綿ハンデーン、國防色上着、ねずみ色純綿シャツ、白ノパンツ、白の登山帽、低下駄鼻緒黒一、扇子一本

五、發見場所及年月日
昭和二十三年九月十八日午前十二時、栗大郡瀧田町大字月輪栗林新田、滋賀縣自動車ガレージ内の破損貨物自動車の中に於て發見

六、死亡年月日、原因
昭和二十三年九月十七日午前六時頃と推定死後約三十時間經過せるものにして極度の榮養失調症による

七、その他
檢死後同月十九日瀧田町大字月輪墓地に假埋葬す。

記 福島縣福島市長取扱

一、本籍、住所、氏名
不詳

二、性別、年齢
男 六十歳と推定

三、人相及び特徴
身長五尺二寸位、頭髮五分刈、中肉、前頭禿首より上部切斷粉砕されたるため判別困難

四、着衣及び所持金品
瓦斯格子縞の魚底袖に黒サージの襟をかけた上着、白色木綿のシャツ二枚、サージノズボン、

國防色 戰鬥帽、黑色鼻緒の雜木下駄、本年九月二十日發行の東京民報新聞を包みたる風呂敷を腰に結びつけあり、國防色羅紗の手縫財布に現金八拾錢在中。

五、その他
昭和二十三年九月二十四日午前二時頃福島市大字御山字、清丁町作地内東北本線鐵道線路向に轢死体を發見檢視の上同日御山共同墓地に假埋葬す。

記 福島縣平市長取扱

一、本籍、住所、氏名
不詳

二、性別、年齢
男 二十七、八歳前後と推定

三、人相及び特徴
身長五尺一、二寸位、顔面長、頭髮丸刈

四、着衣及び所持金品
軍服上着、同ズボン、白木綿ズボース、短靴黒皮の財布に現金貳拾圓在中

五、その他
昭和二十三年十月一日午前三時五十一分頃平市字禰宜町四十四番地内に於て常磐線上市列車に轢死体を發見檢視の上市内鎌田町共同墓地に假埋葬す。

昭和二十三年十月一日午前三時五十一分頃平市字禰宜町四十四番地内に於て常磐線上市列車に轢死体を發見檢視の上市内鎌田町共同墓地に假埋葬す。

正誤

十二月六日縣報第二千七百五十二號登載收用土地細目公告中設設大臣とあるは建設大臣の誤につき訂正する。

茨城縣水戸市北三ノ丸一ノ九番地
發行所 茨城縣

茨城縣水戸市北三ノ丸一ノ九番地
印刷所 茨城縣總務部印刷課